

市外保育施設利用希望申出書

児 童 名：

生年月日：
年
月
日

保護者等氏名：

裏面の【注意事項】について確認し、下記市町村の保育施設の利用希望を申し出ます。

利用希望先 市町村名	都・道・府・県	市・区・町・村（ 区 ）
---------------	---------	------------------------

○希望理由（該当するものに○）

- 勤務先が希望する保育施設の所在する市町村にあるため
- 希望する保育施設が通勤経路上にあるため
- 児童の送迎を主に行う祖父母宅が、希望する保育施設が所在する市町村にあるため
- 現在檀原市外の保育施設を利用しており、檀原市への転入後も継続して利用するため
- 転出予定があり、事前に転出先の市町村への申請が必要なため
- その他【具体的に記入】
(
)

○希望理由が4に該当する方（檀原市に転入された方）

☐ 転入日（住民票異動日）を記載してください。⇒
 年
 月
 日

☐ 転出前の自治体と檀原市では、保育料や副食費の徴収に関する算定基準が異なります。
 保育料の徴収額や副食費徴収の要否が変更になる場合がありますのでご注意ください。

○希望理由が5に該当する方（市外への転出予定がある方）

☐ 転出予定日を記載してください。⇒
 年
 月
 日

☐ 申請方法について、転出先の自治体に必ず事前に確認してください。

転出予定の場合の申請方法については、転出先の自治体によって異なります。
 直接の申請が可能な場合や、檀原市を通さず直接申請した方が有利な場合もあるため、
 転出前の市町村（檀原市）を通して申し込むよう指示があった場合のみご申請ください。

【注意事項】（□にチェックしてください）

○全世帯共通

☐ 市外保育施設の利用調整は、利用申込先の自治体が行います。

自治体によっては、市外からの申請を受け付けていない場合もあるため、
申請が可能か必ず事前に確認してください。

結果については、利用申込先の自治体から結果が届き次第お知らせします。

☐ 申込受付期間を、利用申込先の自治体に確認したうえで申請してください。

利用申込先の自治体の締切日の7営業日前までに提出してください。

直前の申請の場合、申込先自治体への申請が間に合わないことがあります。

☐ 必要な書類が揃っているか、利用申込先の自治体に確認したうえで申請してください。

必要な書類が不足していると、書類不備で利用調整を行ってもらえないことや、
利用調整で不利になることがあります。

☐ この申請書による市外保育施設への利用申込みは年度内のみ有効となります。

入所決定後、次年度も継続して利用を希望する場合は、改めて利用手続きが必要です。

※次年度の継続申請の手続きについては、改めてご案内します。